



基勞補発第 1208001 号

平成 20 年 12 月 8 日

都道府県労働局

労働基準部長 殿

厚生労働省労働基準局労災補償部

補償課長

労災保険指定医療機関の申請に係る積極的勧奨について

今般、精神障害に罹患している被災労働者に対する的確な対応が喫緊の課題となっていることに鑑み、管内の精神科、心療内科等を標榜している医療機関であって、現在、労災保険指定医療機関となっていないものに対して、労災保険指定医療機関の申請を行うよう、早期に勧奨されたい。

また、船員保険制度の改正に当たって、平成 22 年 1 月より、船員保険における職務上疾病・年金部門の給付のうち労災保険給付に相当する部分が労災保険制度に統合される予定であることから、港が存在する市町村に立地する等船員保険の被保険者を診療する可能性が高い管内の健康保険の保険医療機関であって、現在、労災保険指定医療機関となっていないものに対しても、平成 21 年 12 月までに労災保険指定医療機関の申請を行うよう、計画的に勧奨されたい。